

令和7年度青森市スポーツ大会等開催助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森市内でスポーツ大会やスポーツ合宿等（以下 大会等）を開催するスポーツ団体等に対し、予算の範囲内で助成金を交付し、県外から本市への誘客促進を図り、もって本市の地域経済の活性化及び観光産業の振興等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ施設 スポーツを行う目的で使用することができる施設で、青森市内に設置されたものをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業が営まれている施設で、青森市内に所在するものをいう。
- (3) 移動用車両 大会等において青森市内を移動するために使用される車両で、青森市内に事務所又は事業所を有する事業者が貸し出すもの又は当該事業者が運送するために使用するものをいう。
- (4) 宿泊施設に宿泊した延べ人数 大会等の期間中の1泊当たりの宿泊人数を合計した数をいう。ただし、人数に算入できるのは部員・団員等（選手、部長、マネージャー及びこれに類するもの）、指導者（監督、コーチ及びこれに類するもの）及び顧問に限る。
- (5) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けて旅行業を営営する者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) スポーツに関する活動を行う団体（以下「団体」という。）で、第4条に定める大会等を主催するもの。
- (2) 旅行者で、団体から依頼を受け、助成金の交付の対象となる大会等に係る予約・手配を一括して行うもの

(助成対象事業)

第4条 この要綱による助成金の対象となる大会等は、青森市内で開催され、宿泊施設に宿泊する県外からの参加者の延べ人数が10人以上であるものとする。ただし、次に掲げる大会等は除く。

- (1) 国、県、市等が主催又は共催する大会等
- (2) 宗教団体等が主催又は共催する大会等
- (3) 政治団体等が主催又は共催する大会等
- (4) 営利を目的とする大会等
- (5) 持ち回り等により定期的又は定例的に開催する大会等
- (6) 国又は地方公共団体が加入し、若しくは年会費等の負担金を支払っている競技会、行政の関わりが深い団体、又は行政が所管する団体が主催する大会等
- (7) 国、県、市その他団体等が行う他の補助制度に基づく補助金等の交付決定を受けているもの、又は受ける見込みがある大会等
- (8) その他公序良俗に反するなど会長が適当でないと認める大会等

2 この要綱による助成金の対象となる大会等のうち、同一の大会等の助成は2回までとする。同一の

大会等とは、青森市で新たに開催される大会等を指し、初開催及び2回目開催となる大会等を指す。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、

次に掲げる経費とする。

(1) 大会等の開催に要する経費

- ①スポーツ施設借上費
- ②謝金・指導料
- ③印刷製本費
- ④通信費
- ⑤市内への移動に係る往復交通費
- ⑥消耗品費
- ⑦宿泊費

(2) 大会等において市内の移動に要する経費

- ①移動用車両の借用又は移動用車両による運送に要する経費

(助成金額)

第6条 助成金の額は、第5条に定める経費の区分ごとに、次のとおりとする。

(1) 第5条(1)に掲げる経費については、県外からの参加者が宿泊施設に宿泊した延べ人数に2千円を乗じて得た額と20万円とを比較して、いずれか低い額とする。

(2) 第5条(2)に掲げる経費については、当該経費の10分の3に以内の額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(交付申請期限)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、事業開始日の1週間前までに会長に申請しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(助成金交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)を会長に申請しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第9条 会長は、助成金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金等の交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 申請者は第9条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定内容に不服があるときは、会長の定める期日までに交付申請取下げ承認申請書(様式第3号)により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったも

のとみなす。

（事業の廃止）

第11条 助成金の交付の決定の通知を受けた者（以下「助成団体」という。）が、第9条の規定により助成金交付の決定の通知を受けた助成事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

（事業の変更）

第12条 助成団体が助成事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況調査等）

第13条 会長は、助成団体に対し、助成金の使途について報告を求め、又は実地に調査することがある。

2 会長は、前項の報告又は調査の結果必要と認めたときは、助成団体に対し、必要な指示をすることがある。

（実績報告）

第14条 助成団体は、助成事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は令和8年3月31日までに、完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- （1）領収書等の支出を証する書類の写し
- （2）その他、会長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第15条 会長は、完了実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第16条 助成団体は、助成金を請求しようとする場合には、助成金支払請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第17条 会長は、助成金支払請求書を受領した日から起算して30日以内に助成団体に対し助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2）助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- （3）会長が助成金の交付を不適当と認めたとき。

- (4) 第14条の規定による完了実績報告書の内容に(5) 重大な過誤又は虚偽が判明したとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第19条 会長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年5月28日から実施し、同年4月1日から適用する。